

原告団

ニュース140号

次回裁判:2024年6月28日(金)午後2時30分~

目次

長期裁判は天の配剤	1
裁判報告	5
・準備書面(202)	5
火山事象に対する安全の欠如 主に争点Ⅲ		
・準備書面(203)	7
火山事象に対する安全の欠如 争点Ⅳ		
・準備書面(205)	9
2024年能登半島地震の教訓と、本件再処理施設に関する耐震設計審査における判断に看過しがたい過誤・欠落があること		
・準備書面(206)	14
重大事故等対策の不備:臨界事故対策		
・準備書面(207)	18
レッドセル内の機器の耐震補強の可否は基本設計に属する		
・準備書面(208)	20
NRA技術ノートに基づく落下確率評価について		
2024年「4・9 反核燃の日」報告	22
六ヶ所核燃などを巡る動き	23
お知らせなど	24

長期裁判は天の配剤

弁護士 浅石 紘爾

第1. 核燃裁判長期化の経過

核燃裁判の第1弾であるウラン濃縮工場の許可取消訴訟を提起したのは今から35年前の1989年7月で、再処理訴訟は31年前の1993年12月でした。

核燃立地要請当初から一貫して反対の社是を掲げてきた地元紙のデーリー東北新聞が、

「核燃訴訟30年」「異例の長期審理重要局面へ」の見出しで、1面トップの特集を組んでくれました。

訴訟は4件で、しかも内容が原子力政策の要である核燃政策を止める性格の行政訴訟であることから、一審の審理期間は1件10年位かと踏んでいましたが、再処理1件だけでなんと30年を超えてしまいました。3・11原発事故が起きなければもう少し早く終結していたかもしれません。ところが事故後新設された原子力規制委員会が新たに制定された新規制基準に基づいて、事業者の日本原燃が提出した再処理事業変更許可申請の適合性審査に6年かかり、その間訴訟に空白が生じ、さらに裁判も原告から変更許可の取消しを求める新訴提起を余儀なくされて、訴訟のやり直しのような状態に陥ってしまったことが訴訟遅延の最大の原因でした。

しかし、3・11事故は、旧安全審査の欠陥を見直し、原告側に有利な知見や情報を提供する契機となりました。

長期裁判は覚悟していましたが、これほどまでとは予想していませんでした。しかし旧訴のままで結審していたら判決は原告に厳しい結果になっていたかもしれません。

核燃訴訟30年

異例の長期審理重要局面へ

原告が主要論点として絞り込んでいく項目と国側の反論

原告側の主張	国側の反論
施設周辺にある三次対地射撃場などの訓練飛行回数を踏まえた事故確率の評価が必要	施設上空や周辺空域で落下事故が発生していないことなどを総合的に検討した
適合性審査の事故確率計算の過程で、全国のF16戦闘機以下の大きさの墜落事故件数を過小評価している	航空機の大きさなど施設に与える影響を考慮した
東日本大震災前の試運転で放射線量が高くなった部屋「レッドセル」は耐震工事ができない	「レッドセル」に関する主張は施設の詳細設計に当たり、審理の対象外
六ヶ所新層と大陸棚外線断層の活動性を想定するべき	大陸棚外線断層は震源として考慮する活断層ではなく、六ヶ所新層は存在しない
モニタリングで噴火の予測が不可能と判明したのに、国は適合性審査で用いた「火山影響評価ガイド」を安全性を引き下げる形で不合理に改正している	巨大噴火は発生可能性が相応の根拠をもって示されない限り、想定しないことが許容される

デーリー東北 2023. 12. 3

第2. 長期裁判の功罪

1. 裁判の役割

憲法の原理に則り人権と平和を守ることが裁判（司法）の役割ですが、権利の救済が迅速に行われなければ裁判は絵に描いた餅になってしまいます。だからといって拙速な判決は逆に権利侵害をもたらすこととなります。裁判迅速法は一審は2年以内を原則と定める一方で裁判の公正性と適正性を要請しています。

しかし裁判の長期化を一概に否定することが妥当でない場合があります。本件のような専門科学的かつ複雑な事案で情報公開が制限されている原子力裁判では、原告となる住民側に主張立証の準備のための十分な時間が保障されなければなりません。

再処理工場はわが国初の大型商業施設であることから、原発と異なり技術も経験も少なく事業者も手探りで操業を行っており、規制委の適合性審査も合理性を欠く規制基準と不適合者による審査体制のもとで行われているため、審査結果の適法性には多くの疑問があり、裁判は慎重にかつ公正に行われなければなりません。

2. 核燃裁判の目的

核燃裁判の目的は①核燃の司法的白紙撤回②核燃の危険性の暴露③原子力情報の公開の3点を目指しています。①の最終目的は未だ判決に至っていませんが、②③は法廷活動の成果が功奏し、再処理事業推進（竣工）のブレーキ役を充分果たしてきたと自負しています。

(1) 再処理裁判最大の争点

再処理裁判の論点は多岐に渡っていますが、最大の争点は①敷地近傍の海域・陸域の活断層（大陸棚外縁断層、六ヶ所断層）の存否と巨大地震の危険性②十和田カルデラの巨大噴火（火砕流）の評価③軍用機墜落による施設の損壊④重大事故対策の不備（可搬型設備に依存した事故対策、冷却機能喪失など）⑤平常時被ばく（放射能の垂れ流し）などです。

3. 裁判がなければ掘り起こせなかった情報と証拠

(1) レッドセル問題

着工当初、基準地震動の加速度は375ガルに耐えられる設計で建設され、その後最終的に700ガルに変更されて目下耐震補強工事のための設工認の審査が続いています。設工認は一

本件再処理施設において、基礎版への680Galの耐震性を確保することは不可能であることを自白する東電内部検討資料

V. 680Galによる耐震バックチェックへの影響

■電事連で集約した現状の見通し

●当社

- 福島第一・第二とも600Galバックチェック波の応答とほぼ同等（補強工事費は1000億円程度、工程は5年程度を想定）

●北陸電力志賀原子力発電所：1審敗訴→控訴して2審係争中

- 裁判所より新指針への適合を問われ、耐震バックチェックの報告書を3月中に提出予定
- 680Galによるチェックが加わると間に合わず、控訴審に大きな影響

●日本原燃六ヶ所再処理施設：450Galで耐震バックチェック終了

- 450Galに対してほとんど余裕の無い機器が存在
- 680Galの入力→レッドセル内の機器が要補強となるが、アクセス困難

●各社とも耐震バックチェックを実施中

- 一部サイトでは耐震裕度向上のための工事をすでに実施済み
- 680Galによるチェックが加わった場合、バックチェックの終了が1年近く遅れ、工事範囲の拡大等様々な影響が予想される

680Galへの対応は困難が予想される

部の設備について許可がおりて工事が行われましたが、高レベル廃液ガラス固化建屋、分離建屋等の主要部分がアクティブ試験で高放射化された建屋・区画（レッドセル）内に人が入って検査したり補修することが不可能で、しかもセル内の設備・機器の耐震余裕が低いいため、このままではレッドセルは地震が起ると破損し大量の高レベル放射能が外部に放出して大事故に至ります。

この点につき、東京電力も、3・11後の御前会議において「再処理施設は680ガルの地震動の引き上げに対応することが困難である」と判断しており、この資料を別件（東電役員の刑事事件）を担当していた海渡弁護士の協力で証拠提出することができました。

なお、被告はレッドセル問題は基本設計ではなく設工認の審理事項だから、裁判の審理対象ではないと主張しており、この点について裁判所から当事者双方に伊方判決、もんじゅ判決の判断枠組を踏まえて意見を出すよう勧告が出されています。

(2) 航空機落下

旧訴時代原告から文書送付嘱託と言う方法で旧安全審査資料の取寄を申し立てたところ、航空機の施設への落下速度（毎秒150メートル）に関する資料を情報公開させることに成功しました。検討の結果この速度には何の根拠もないことが判明し、これ以上の高速で落下衝突すれば間違いなく工場が破壊・損壊することが明瞭になったのです。また防護設計の前提となる軍用機の落下確率についても釈明等の結果訓練区域（天ヶ森射爆場）での頻繁な飛行回数、全国土での墜落回数を示す資料を提出させた結果、落下確率基準（ 10^{-7} 回）を上回り審査に誤りがあることを証明することができました。

(3) 火山噴火問題

十和田カルデラの過去の噴火で火砕流が施設に到達した事実は、参加人日本原燃を認めるところですが、被告規制委員会は十和田カルデラ噴火は再処理工場に何の危険も与えな

いという評価を出しています。裁判の中ではその根拠となる火山ガイドの恣意的解釈とガイドの改悪を明らかにし、被告が噴火の影響を過小評価して隠蔽工作をしている事実を明らかにすることができました。

(4) 技術的能力のなさが露呈

再処理工場の操業には当初から再処理技術の未熟性とそれに起因する事故の危険性が指摘されてきましたが、予想通り、これまで使用済燃料プールの故障など200件に及ぶ大小の事故・トラブルが起き、ついに2008年末には高レベルガラス固化の失敗で操業が停止して現在に至っています。ところが運転は止まっても工場の維持管理をする過程で処理された高レベル廃棄物（廃液、ガラス固化体など）を冷却し続けなければなりません。2022年7月22日に絶対あってはならない高レベル廃液の冷却機能を一時喪失するという重大事故の1つである「蒸発乾固」の一步手前の事故が発生しています。

2020年7月事業変更許可は出たものの設工認が長引き、工場の竣工時期は26回もの延期を重ねて本格操業は全く先行き不透明な事態に立ち至っています。これも日本原燃の技術的能力のなさが原因です。

訴訟では、重大事故対策は、可搬型設備に依存した信頼性に欠けた脆弱な技術的対応に終始している点を指摘しています。

第3. 地震大国を忘れた安全審査

1. 再処理事業の指定処分が出たのは1993年12月ですが、原子力安全委員会は敷地近傍には事故の誘因となる活断層はないと結論づけて、大陸棚外縁断層及びその枝分れである六ヶ所断層に起因する巨大地震の活動性を否定しました。その後30年の間に日本各地で次々と大地震が発生し、そのたびに原子力施設の耐震設計審査指針を見直す必要に迫られ、全国の原因のバックチェック（耐震安全性の評価）が要請されるに至りました。再処理工場もその例外ではなくバックチェックの結果基準地

震動は、前記のように、当初の375ガルから最終的に700ガルまで引き上げられました。

1995年兵庫県南部地震 (Mw6.9 震度7)

1998年12月三陸はるか沖地震(Mw7.8 震度6)

2000年鳥取県西部地震 (M7.3 震度6強)

2005年宮城県地震 (M7.2 震度6弱)

2007年能登半島地震 (M6.8 震度6強)

2007年新潟県中越沖地震 (M6.8 震度6強)

その後もM7を超える大地震が続発しています。

2008年岩手・宮城内陸地

(M7.2 震度6強 4022ガル)

2011年東北地方太平洋沖地震

(Mw9.0 震度7 2515ガル)

2016年熊本地震 (M7 震度7 1740ガル)

3・11事故は原発の危険性、原発政策のあり方、廃炉の難しさ、被災地の復興、住民の権利救済など深刻な社会的・政治的問題を提起しました。司法に対する影響も大きいものがありました。3・11後多くの原発差止め訴訟や、国の責任を問う裁判が起こされ、住民勝訴の判決や決定（大飯・高浜福井地裁・樋口判決、伊方・広島高裁、東海第二・水戸地裁、泊・札幌地裁など）が出るようになりました。事故被害の甚大さと悲惨さに気づいた裁判官の意識変化があったと思われます。

また事故の反省と教訓は、国の原子力安全規制の分野でも大きな転換をもたらしました。（推進と規制の分離。ただ運用面は道半ばであり、逆に原発回帰の政策に追随していると言わざるをえません。）。

2020年7月、再処理事業変更許可が認められ、2021年1月新訴を提起しましたが、2024年元旦には志賀原発のある能登半島でM7.6、震度7の地震が、続いて同年4月には伊方原発のある愛媛県でM6.6、震度6弱の地震が発生しました。まるで原発立地県を狙ったかのような地震の来襲です。日本だけではなくトルコや台湾など多くの国でも地震が頻発しています。世界的な地震の活動期に入っていると考えなければなりません。

2. 最近青森県が発表した調査結果では、下北半島東方の巨大地震（太平洋側海溝型地震、Mw9.0 震度6強）と最大波高（八戸市約26m、六ヶ所村約13m）の巨大津波が近い将来発生すると報告されています。そのため東通原発は今年度の再稼働を諦め、来年9月まで稼働を延期すると発表しました。

3. このように、旧訴提起後約30年の間に、再処理工場の安全性を脅かす大地震が多発し、安全(適合性)審査の過誤・欠落を裏付ける証拠が明らかになったのです。

第4. 終わりに—裁判所の訴訟進行に係る姿勢

裁判所は、長期化した裁判の遅れを取り戻すべく、訴訟当事者に対して今後の主張・立証計画（残りの論点の主張予定、準備書面の提出期限等）を书面化するよう勧告し訴訟進行の促進に積極的姿勢を示しています。双方が主張と証拠を出し切った段階で裁判所が主張整理を行い、証人調べに移ります。裁判はようやく終盤（第3コーナー）に差し掛かったと言えるでしょう。

被告は本件訴訟をいたずらに引き伸ばしてきました。その間に再処理施設の指定（許可）要件とりわけ安全性のない事実がはっきりしてきました。必要性も経済性も失われ再処理は破綻状態にあります。

「天は良い行いには良い結果を、悪い行いには悪い結果をもたらし、物事を適切に配する」と言う例え（「天の配剤」）があります。原告団は、裁判の長期化を「天の配剤」に従ってチャンスに変えて最終ゴールを目指したいと思います。

原告団の皆様のいっそうのお力添えと連帯をお願いして裁判報告といたします。

準備書面（202）

火山事象に対する安全の欠如 主に争点Ⅲ

弁護士 中野 宏典

本準備書面は、降下火砕物の影響評価に関する基準の不合理性と被告主張の基本設計論に対する原告側の再反論です。

1. 降下火砕物の原子力施設に対する影響

(1) 降下火砕物の影響評価に過誤があった場合、外気取入口から火山灰の侵入に対して、換気空調系のフィルタが目詰まりなどによって有効に機能せず、長期の外部電源喪失、外部からのアクセス制限、非常用DGの機能喪失、取水設備の機能喪失、中央制御室等への降下火砕物の侵入、及び、コントロール建屋等への侵入と電装系への付着による電気系・計装制御系の機能不全など、原発のさまざまな部位に同時多発的に極めて深刻な機能喪失・機能不全が発生し、冷却機能を喪失してメルトダウン等の重大事故に至る危険がある。

(2) 厚さ10cm程度の火山灰が降灰しただけで、市民生活は壊滅的な打撃を受け、産業活動は停止に至ることが分かる。本件十和田火山のように、その5倍超にあたる55cmの降灰があれば、人が車で移動することもできなくなる。食料や水、物資の不足による飢餓、健康障害、多発する泥流や洪水などによって、被災地域の住民の大半が、一時的に生存の危機に立たされるであろう。しかし、その被災地域に原子力施設が位置し、その燃料等の冷却ができなくなり、燃料溶融と放射能拡散が起きたとすれば、火山災害と重畳して、福島第一原発事故すら比較にならないほどの甚大な放射能災害が広範な地域を襲うこととなる。

2. 気中降下火砕物濃度に関する基準の不存在し不合理性

(1) 敷地にどのような（どの程度の）自然現象が到来するかは設計の前提であり、想定される自然現象（想定濃度）の評価に誤りがあることは、保安規定（変更）認可違反ではな

く、事業指定（変更許可）違反に該当し、本件処分の違法事由となる。これが保安規定（変更）許可のみに関わる問題であるというのは、段階的規制の枠組みに反する。

また、現在の規制及び火山ガイドは、事業指定（変更許可）の段階で、設計基準の設定を放棄したものであって、基準の不存在・欠缺というほかない。さらに、現在の規制では、広い意味の設計条件として、火山灰が原子力施設の敷地及び周辺全体に降り注いだ場合に、施設、設備及び装置類にどのような不具合を与え、故障の原因となるかが何も評価、検証されていないに等しく、単に理論上問題がないことを確認しているに過ぎない。本来、このような検証こそが安全確保の上で重要であり、これがなされることを予定していない基準は不合理である。

(2) 火山ガイドは、少なくとも気中降下火砕物濃度を「設計」の場面でも用いることを定めている。被告は、事業変更許可の段階では、「基本設計及び基本的設計方針に関する事項」のみを審査するとし、気中降下火砕物濃度想定はこれに含まれず、すべて保安規定において行うかのように主張しているが、これは火山ガイドの規定に明らかに反しており、失当である。

(3) 段階的安全規制は希薄化していること 区分の希薄化

段階的安全規制については、1992（平成4）年の伊方最判によって明らかにされた考え方であるところ、伊方最判に対しては、もともと基本設計と詳細設計、運用とは相互に密接に関連しており、明確に区別することは困難であるという批判が根強かった。

下山憲治教授（行政法）は、⑦福島第一原

発事故後の「再稼動」にかかわる審査・検査では、設置変更許可、工事計画の認可、保安規定認可に関連する申請を同時期に受け付け、一体的に審査を実施することとしていること、④基本設計を対象とする設置許可基準規則の規定内容と詳細設計を対象とする技術基準規則の規定内容が類似し、あるいは全く同一の場合もあること、⑤ガイド類において、基本設計と詳細設計のいずれについても規定しているものがあることを指摘したうえで、「いわゆる基本設計と詳細設計とを司法審査に当たって区別する意義をいまだに残存させるのかも今後の検討課題」とまで言っている。

(4) 後藤政志氏の意見書

① 原発の事故対策において最も重要なことは、設計上装置として組み込むことであるが、どのグレードにするかに関わらず「設計条件」の設定をしなければならない。

当該装置の設計条件として、圧力や温度、放射線量はじめ、周囲の環境条件を設定しなければ、「装置が作動できるか保証できない」し、「人が作業できる環境であるかどうかも分からない」ことになる。

火山の影響に関して、広い意味の設計条件として、例えば火山灰が降り注ぐ原発内外の状況が原子力発電所全体あるいは様々装置類にどのような不具合やダメージを与えるかなど、何も評価されていない。

② あらゆる技術商品は、様々な実証実験を何度も重ねてようやく製品化されるのであって、実験し、実証して安全が確かめられるものを設計する、という技術者として当然のことがなされていないという基本的な誤りを指摘している。

3. 気中降下火砕物濃度の推定手法に関する基準の不合理性

令和元年火山ガイドは、降下火砕物の影響評価に関して、火山自体の噴火可能性評価から、特定の噴火規模の火山事象の発生可能性

評価へと改悪された。これにより、従前よりも、大規模な噴火は発生しないという評価を導きやすくなった。本件との関係でいえば、十和田八戸テフラ (To-HP) のような大規模な噴火だけは発生しない、と噴火規模を値切ること、火山の影響を小さく評価できるようになった。

また、巨大噴火に至らないがこれに準ずる規模の噴火について除外する合理性はない。この点で、火山ガイドは不合理である。

4. 気中降下火砕物濃度の推定手法に関する基準の不合理性

(1) 火山ガイドの定め

原子力発電所において想定される気中火砕物濃度は、いかに記す3.1又は3.2の手法により推定する。

3.1 降灰継続時間を仮定し降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法

3.2 数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法

なお、3.1の推定手法では、降下火砕物の粒径の大小に関わらず同時に降灰が起こると仮定していること、粒子の凝集を考慮しないこと等から、3.2の推定手法では、原子力発電所への影響が大きい観測値に基づく気象条件を設定していること等から、いずれの推定値も実際の降灰現象と比較して保守的な値となっている。このため、3.1又は3.2のいずれかの手法により気中降下火砕物濃度を推定する。

(2) 火山ガイドの気中降下火砕物濃度の推定手法に関する定めは、推定手法自体に不定性が大きく、再飛散値の不考慮など非保守的な要素が存在するため、少なくとも、いずれも用いたうえで、より保守的な値を採用すべきであるにもかかわらず、「3.1の手法」と「3.2の手法」のいずれか一方だけを用いて推定すれば足りることとされている点で不合理である。

準備書面（203）

火山事象に対する安全の欠如 争点Ⅳ

弁護士 中野 宏典

1. 最大層厚の想定に関する基準適合判断の不合理性

参加人は、噴出物量 8.25km^3 の八甲田・甲地軽石（WP）噴火（敷地の南西約50km）を想定し、本件敷地における最大層厚を55cmと想定している。

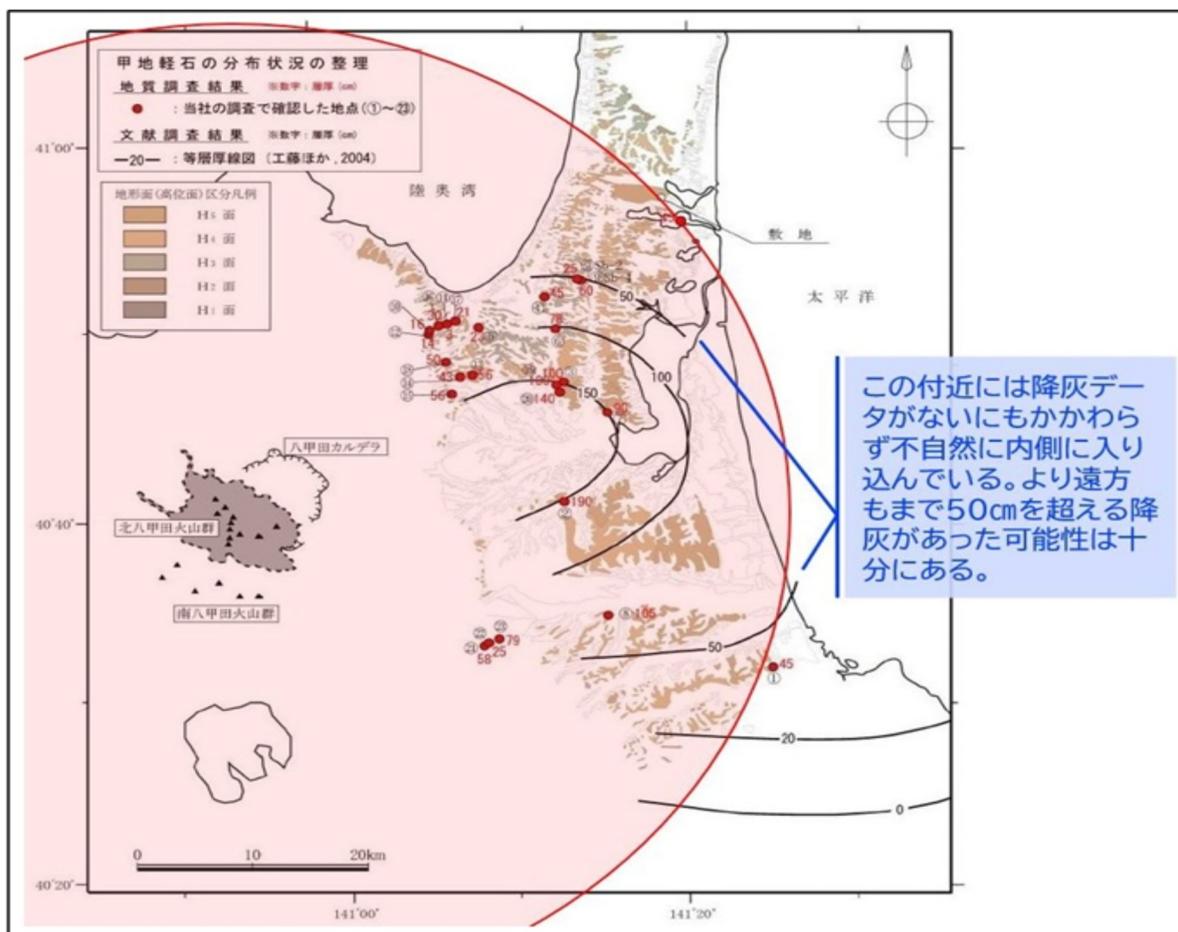
しかし、WP噴火でも、風向によっては50km以遠に50cmを優に超える降灰があった可能性は否定できない。また、これと同程度の大山生竹テフラ（DNP）噴火や、より規模の小さい赤城鹿沼テフラ（Ag-KP）噴火による降灰分布と比較しても過小である可能性があり、層厚想定は不合理である。

そもそも、噴火規模（噴出物量）の想定には、大きな不確実性が伴い、現在推定されている体積はせいぜい桁（オーダー）単位で見べきものである。また、噴火の時期が古く

なればなるほど、噴火当時の降下火砕物は圧密や浸食・風化の影響により減少し、現在確認できる堆積物から求めた等層厚線、噴火体積は、堆積当時と比較して過小である可能性が高い。このような不確実性を考慮していない点で、参加人の評価は不合理である。

2. 気中降下火砕物濃度の推定手法に関する基準適合判断の不合理性

参加人は、WP噴火（本件敷地において層厚55cm）を前提として、本件敷地にどの程度の濃度の降灰が生じ得るか事業変更許可の段階で明らかにしておらず、その評価の合理性を判断することができないが（その不合理性は争点Ⅲ③で主張済み）、従前は、十和田中掇テフラ（To-Cu）噴火（本件敷地において層厚36cm）を前提として、 $3.7\text{ [g/m}^3\text{]}$ と想定しており、



図表1 参加人令和2年2月21日資料（甲A559・283頁）に加筆

これを55cmに引き直すと、約5.6 [g/m³] になるものと考えられる。

しかし、参加人の評価は、降下火砕物の密度を0.6 [g/cm³] と小さく評価しており（他の原発では1 [g/cm³] 程度が多い）、これにより気中濃度を過少に評価するものであって不合理である。

また、敷地における粒径分布について、参加人は、Tephra2による計算値を用いるが、To-Cu噴火やWP噴火のような大規模噴火にTephra2を適用することはできないとされており、その粒径分布は不確実性が大きい。むしろ、他

の噴火では、参加人の推定値よりも微細粒子の割合が大きいという結果が見られるところ、微細粒子の割合が増えると、気中降下火砕物濃度は大きくなるため、参加人の評価は過小なものである可能性が高い。参加人の気中降下火砕物濃度評価は不合理であるが、原規委は、他の原発も含め、これまでそのような指摘を行ったことはなく、これを看過して稼働を認める可能性が高い。

甲地軽石 (WP) 噴火による推定 (設計層厚を55cm)

六ヶ所再処理施設 八甲田山・甲地軽石噴火 大気中降下火砕物濃度の試算

【噴出量を8.25km³として計算】

	粒径 Φ		-log ₂ D	-1~0	0~1	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	合計
	粒径 D		μm	1000-2000	500-1000	250-500	125-250	62.5-125	31.75-62.5	15.875-31.75	7.9375-15.875	
日本原燃 (従前) 層厚36cm 密度0.6g/cm ³	粒径iの割合 Pi	式	%	0.00013%	7.6%	61.0%	23.0%	7.50%	1.20%	0.0410%	0.0016%	100.343%
	降灰量 Wi	Pi · WT	g/m ³	2.81E-01	1.64E+04	1.32E+05	4.97E+04	1.62E+04	2.59E+03	8.86E+01	3.46E+00	2.16E+05
	堆積速度 vi	Pi · WT/t	g/s · m ³	0.00	0.19	1.53	0.58	0.19	0.03	0.00	0.00	
	終端速度 ri	Suzuki1983	m/s	2.80	1.80	1.00	0.50	0.35	0.10	0.03	0.01	
	気中濃度 Ci	vi/ri	g/m ³	0.000	0.106	1.525	1.150	0.536	0.300	0.039	0.004	3.66
日本原燃 (層厚変更) 層厚55cm 密度0.6g/cm ³	粒径iの割合 Pi	式	%	0.00013%	7.6%	61.0%	23.0%	7.50%	1.20%	0.0410%	0.0016%	100.343%
	降灰量 Wi	Pi · WT	g/m ³	4.29E-01	2.51E+04	2.01E+05	7.59E+04	2.48E+04	3.96E+03	1.35E+02	5.28E+00	3.30E+05
	堆積速度 vi	Pi · WT/t	g/s · m ³	0.00	0.29	2.33	0.88	0.29	0.05	0.00	0.00	
	終端速度 ri	Suzuki1983	m/s	2.50	1.80	1.00	0.50	0.35	0.10	0.03	0.01	
	気中濃度 Ci	vi/ri	g/m ³	0.000	0.161	2.330	1.757	0.818	0.458	0.060	0.006	5.59
日本原燃 層厚55cm 密度1g/cm ³	粒径iの割合 Pi	式	%	0.00013%	7.6%	61.0%	23.0%	7.50%	1.20%	0.0410%	0.0016%	100.343%
	降灰量 Wi	Pi · WT	g/m ³	7.15E-01	4.18E+04	3.36E+05	1.27E+05	4.13E+04	6.60E+03	2.26E+02	8.80E+00	5.50E+05
	堆積速度 vi	Pi · WT/t	g/s · m ³	0.00	0.48	3.88	1.46	0.48	0.08	0.00	0.00	
	終端速度 ri	Suzuki1983	m/s	2.50	1.80	1.00	0.50	0.35	0.10	0.03	0.01	
	気中濃度 Ci	vi/ri	g/m ³	0.000	0.269	3.883	2.928	1.364	0.764	0.100	0.010	9.32
樽前Ta-a (1739)	粒径iの割合 Pi	式	%	20.00%	20.00%	24.00%	14.00%	8.00%	6.00%	4.00%	4.00%	100.00%
	降灰量 Wi	Pi · WT	g/m ³	1.10E+05	1.10E+05	1.32E+05	7.70E+04	4.40E+04	3.30E+04	2.20E+04	2.20E+04	5.50E+05
	堆積速度 vi	Pi · WT/t	g/s · m ³	1.27	1.27	1.53	0.89	0.51	0.38	0.25	0.2546	
	終端速度 ri	Suzuki1983	m/s	2.50	1.80	1.00	0.50	0.35	1.35	0.35	0.03	
	気中濃度 Ci	vi/ri	g/m ³	0.509	0.707	1.528	1.782	1.455	0.283	0.728	8.488	15.48
有珠 (2000)	粒径iの割合 Pi	式	%	4.00%	7.00%	9.50%	12.50%	13.50%	9.50%	11.00%	9.50%	76.50%
	降灰量 Wi	Pi · WT	g/m ³	2.20E+04	3.85E+04	5.23E+04	6.88E+04	7.43E+04	5.23E+04	6.05E+04	5.23E+04	5.50E+05
	堆積速度 vi	Pi · WT/t	g/s · m ³	0.25	0.45	0.60	0.80	0.86	0.60	0.70	0.6047	
	終端速度 ri	Suzuki1983	m/s	2.50	1.80	1.00	0.50	0.35	1.35	0.35	0.03	
	気中濃度 Ci	vi/ri	g/m ³	0.102	0.248	0.605	1.591	2.455	0.448	2.001	20.158	27.61

準備書面（205）

2024年能登半島地震の教訓と、本件再処理施設に関する耐震設計審査における判断に看過しがたい過誤・欠落があること

弁護士 海渡 雄一

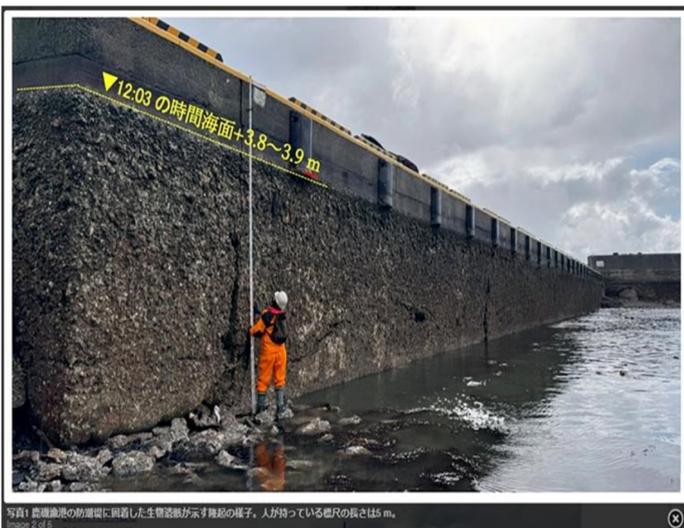
2024年1月1日に発生した能登半島地震の震源域、規模、被害状況、志賀原発への影響などを評価・検証・分析して、六ヶ所再処理施設に影響を与える陸域・海域の活断層及び海溝型地震について論証した準備書面です。

1. 能登半島地震

規模 M7.6、震度 7

震源域 150km

影響 半島の海岸線約85kmにわたり陸地が隆起し陸化した。隆起高は顕著なところで、約4mにも及ぶ。



2. 志賀原発に与えた影響

(1) 加速度

志賀町 2828ガル

志賀原発 1号機 957ガル(基準地震動918ガル)

2号機 871ガル(基準地震動846ガル)

(2) トラブル

- ・1,2号機のスロッシングによる使用済燃料プールの溢水
- ・1,2号機の変圧器からの油漏れ(2万ℓ以上)
→外部電源喪失
- ・防潮壁の基礎の沈下と傾き
- ・物揚場コンクリート舗装部の沈下
- ・高圧電源車のアクセスルートの段差確認
- ・モニタリングポストの欠測

3. 珠洲原発の立地を拒否したことに感謝

珠洲原発(135万kw級2基)が建設運転されていたら、能登半島は地震原発の複合災害に見舞われていただろう。

関西電力や中部電力は、珠洲市に原発の建設を計画したが、地元の反対によって2003年に断念に追い込まれた。

この計画時においても、関西電力や中部電力は、これらの活断層の存在を認識していなかった。

もし、地元の人々の努力がなく、珠洲市に原発が建設され、運転していれば、本件地震による地震動と大規模な隆起によって大規模な原発震災が発生していた可能性が高い。関西電力や中部電力の関係者は、反対してくれた住民に感謝すべきである。

4. 能登半島地震から学ぶべきこと

(1) 特定の内陸地殻内地震の発生間隔は数千年に一度と言われており、はるかに時間軸が長い。

近年、強震動学は一見精緻に見える議論を積み重ねてきたが、現実に発生した地震は、それまでの常識を覆すようなものが多かった。

本件地震においても、能登半島北部海域の150kmもの断層が連動することは予想されていなかったし、陸地が4mも隆起し、海岸線が200mも遠ざかるような事態も具体的には想定されていなかった。

地震について我々はまだまだ知識が十分でなく、その発生時期についても、地震の規模についても、態様についても、正確に予知する能力はない、そのことが本件地震の最大の教訓である。

(2) 「強震動研究はまだ原子力発電所の安全性の保証に活用できるほどには成熟していない」のである。そして、「**今後も『考えてもいなかったような場所で』『考えてもいなかったような規模の地震が』『考えてもいなかっ**

たような起こり方で』起こり、それによってパラダイムは変わっていくと考えられる」のである。したがって、「強震動研究の成果を活用して原子力発電所の安全性を保証することは現段階では不可能」なのであって、「それでもなお、原子力発電所の耐震検討に強震動研究の成果を活用しようとするのであれば、現状のパラダイムの下で想定される地震あるいは地震動を考えるだけでは不十分であり、**物理的に確実に否定できるシナリオ以外のあらゆるシナリオを考えるべき**」なのである(野津厚氏の箴言)。

5. この地震は、本件再処理施設の地震想定 の欠落を明らかにした

(1) 海成段丘面の存在と半島全体の隆起

六ヶ所村を含む下北半島には、複数の海成段丘面が広く存在しており、下北半島全体が隆起していることについては、原告らと被告との間に争いがない。

この隆起の原因について、ともに活断層の研究者であり、変動地形学者である池田安隆氏と渡辺満久教授から、下北半島の東方沖合と再処理施設の直下付近に至る巨大な活断層が存在するとの指摘がされている。

これに対して、参加人日本原燃は、この断層がすでに活動の終わっている死断層であるとし、ごく一部の出戸西方断層のみの活動性を認め、その活動を想定して基準地震動を導いている。そして、この長大な断層の活動性を否定するスタンスは変えていない。

(2) 能登半島と下北半島は 断層運動と隆起によって作られた

能登半島における前記のような土地の隆起は、今回はじめて観測されたものではない。能登半島では、過去にも繰り返し地震が発生しており、能登半島は、このような地震の繰り返しによって形成されてきた。

このことは海域を含めた周辺地質の詳細な調査・研究によって、そのメカニズムに至るまでよく解明され、広く知られている。

一方で、下北半島においては、海域を含めた周辺地質の詳細な調査・研究は、能登半島ほど進んでいるとはいえない。

しかし、下北半島の土地の隆起の特徴は、能登半島のそれと酷似しており、断層運動によるものと考えられる。

(3) 古い正断層が応力方向の逆転により逆断層として再活動している

約3000万年前には日本列島はユーラシア大陸と地続きであったところ、プレートの運動によって、ユーラシア大陸東縁の大陸地殻の一部が引き延ばされ、正断層が発達した。

その後、プレートの運動は圧縮に転じた結果、かつて正断層だった古傷断層のいくつかが逆断層となって再活動した。

能登半島北側沿岸に発達する東北東-西南西方向に連続して延びる逆断層群の多くは、このような断層であり、活断層帯として現在も活動している。

6. 大陸棚外縁断層と六ヶ所断層の活動性についてあらためて検討するべきである

(1) 規制委員会石渡委員「断層による海岸隆起についてきちんと調べること」

令和6年1月10日(水)の令和5年度原子力規制委員会(第57回)において、石渡委員は、特に大間の海岸(下北半島)について、以下のように発言した。

「この状況は再処理施設の位置する下北半島の東縁においても、全く異ならない。

「議題1でやった能登半島地震の今回の地震の知見ということであれば、当然志賀の発電所の審査に今後取り入れていくということはもちろんなのですけれども、特に**今回の能登半島の北側の海岸が非常に大きく隆起したという現象がありました。これは断層による海岸隆起ということで、これをきちんと調べることが大事だと思います。**そういう意味では、先ほど審査報告の中でもございましたけれども、**例えば大間の海岸隆起に関する審査にも応用が利くようなものではないかと思っております。**」

(2) 裁判所は原告準備書面189と198に注目し、日本列島の成り立ちから、断層の活動性について考えるべきである

原告は、下北半島を成立させているのが、繰り返しの地震と隆起であることを、日本列

島の成り立ちを踏まえ、池田安隆教授の見解をもとに論じて来た。

日本列島は世界有数の地震集中地帯である。日本列島は世界にもまれな4つのプレートがせめぎ合い、3種類のプレートの沈み込みと、プレートの衝突が同時に起きている。

(3) 海成段丘をつくったのは逆断層である大陸棚外縁断層である

下北半島には階段状の地形（海成段丘）が連続的にできている。これは、大昔の海岸付近で岩盤が波に削られたり、小石や砂や泥が堆積するなどして平らな地形ができ、それが地震で隆起してできたものである。

この点は、能登半島地震と共通している。

連続する海成段丘に対応するように、海中には大陸棚外縁に沿って高さ200m以上の急な崖があり、海中の崖の麓から西へ傾き下がる地下の深い位置に断層面があると考えられている。

逆断層が動くことで地盤が持ち上がって崖ができ、陸地では海成段丘がつけられた。こ

れをつくったのが大陸棚外縁断層である。

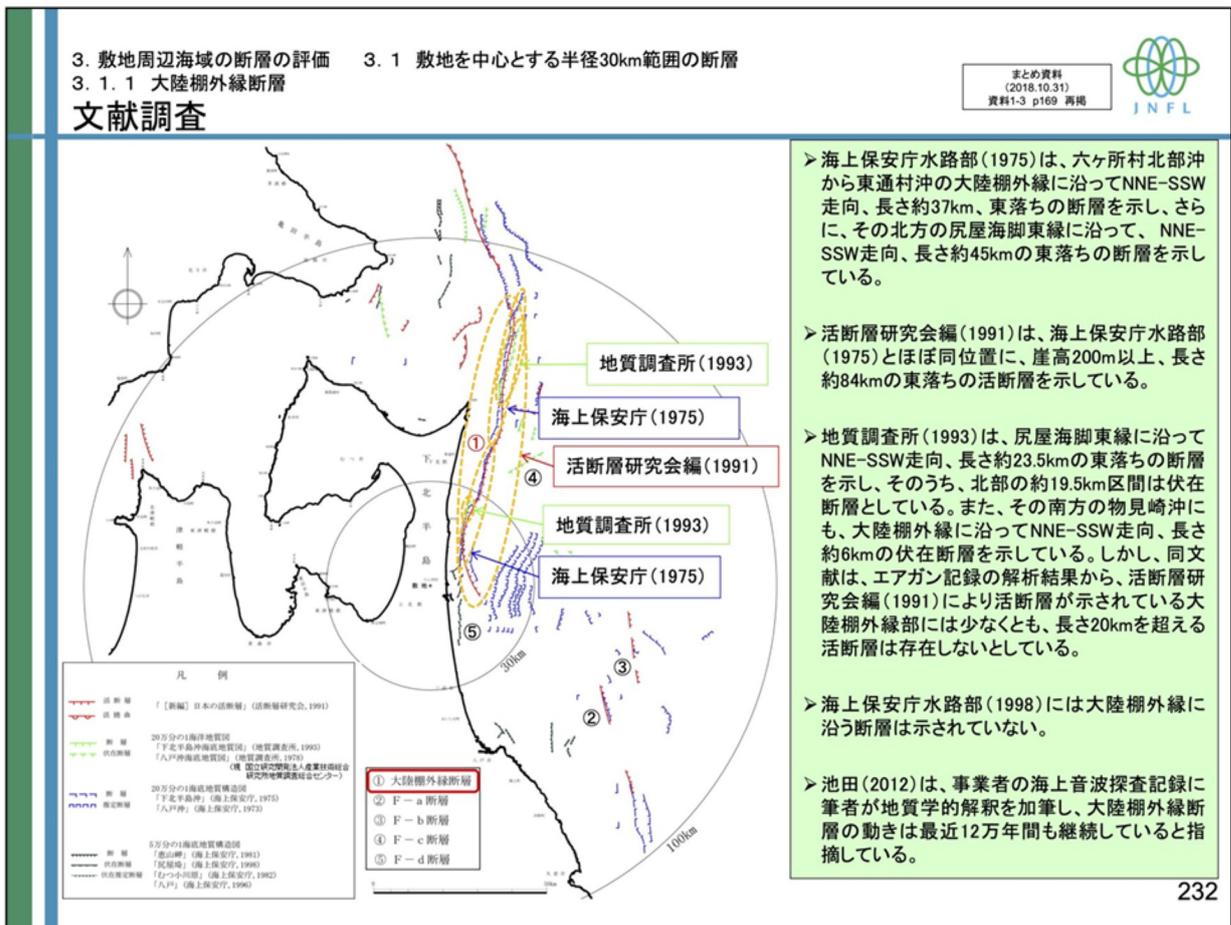
(4) 大陸棚外縁断層は公的に存在を確認されてきた活断層である

この大陸棚外縁断層は、権威ある活断層研究会の『新編 日本の活断層』をはじめ、地質調査所の20万分の1海洋地質図、海上保安庁の20万分の1海底地質構造図や5万分の1海底地質構造図にも記載されている(図1)。

公的にその存在が確認されてきた活断層であるという差し支えない。

原子力施設の耐震設計の審査にあたって、このような断層の活動性を否定するには、申請者側（参加人日本原燃）において十分に説得力のある科学的な根拠をもってこれを確実に立証したと判断できる場合でなければ、その活動性を否定することは許されない。このことをまず確認しておく必要がある。

図 1



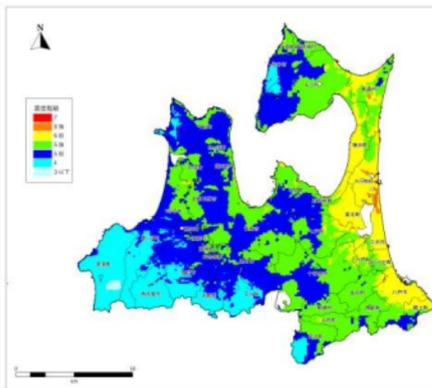
(5) 断層活動によって作られた地形が連続しているのに細切れの断層活動しか想定しないのは不合理

日本原燃は大陸棚外縁断層を「震源として考慮する活断層」とはしておらず、大陸棚外縁断層の南端部分にあたるF-d断層(図1⑤)だけを「震源として考慮する活断層」としている。**断層活動によってつくられる地形が連続しているのに、その基となる断層の活動がとぎれとぎれであると評価されていること自体が、非常に奇妙なことである。**

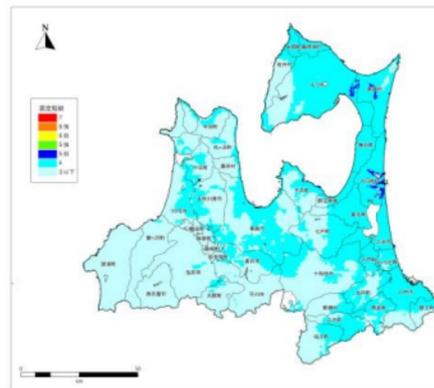
今回の能登半島沖地震の最大の教訓は、雁行する断層は、それらの断層を活動させている地盤内の応力場が存在する限り、その活動は連続するものとするのが一般的であるという、原告らの主張が正当なものであったことを裏付けたということである。日本原燃が主張し、被告規制委員会が認めてしまった、このような細切れの活動性の判断は、科学的に十分な裏付けがない限り、そもそも許されないものなのである。

7. プレート境界地震についての規制委員会の評価は中央防災会議と青森県の評価に比べても過小評価となっている

(1) 令和2年4月、内閣府の中央防災会議防災対策実行会議「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について」報告書



日本海溝(三陸・日高沖)モデルの揺れ予測(今回調査解析)



千島海溝(十勝・根室沖)モデルの揺れ予測(今回調査解析)

(2) 令和3年度青森県地震・津波被害想定調査 (太平洋側海溝型地震)

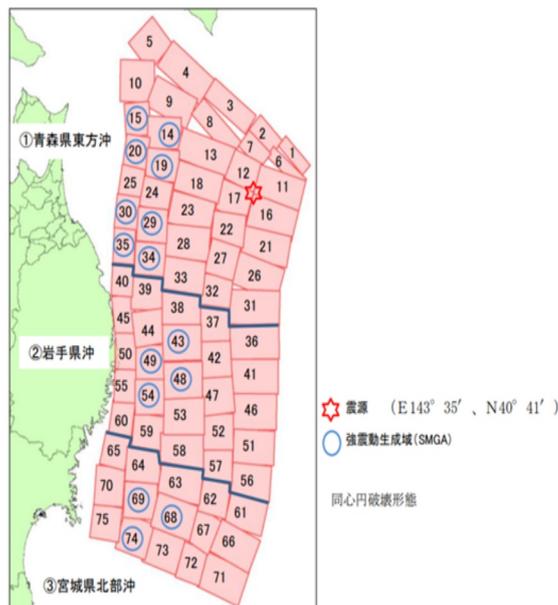


図 3.1.5 H24・25年度調査モデルの各セグメントとSMGAの位置

青森県の評価では、六ヶ所村のほぼ全域、そして本件施設の敷地一帯は震度6強の震域に含まれる。村内の一部が震度6弱となっている。この場合の揺れは、本件施設周辺においても、地表で800ガルさらには1000ガルを超える可能性もありうる。

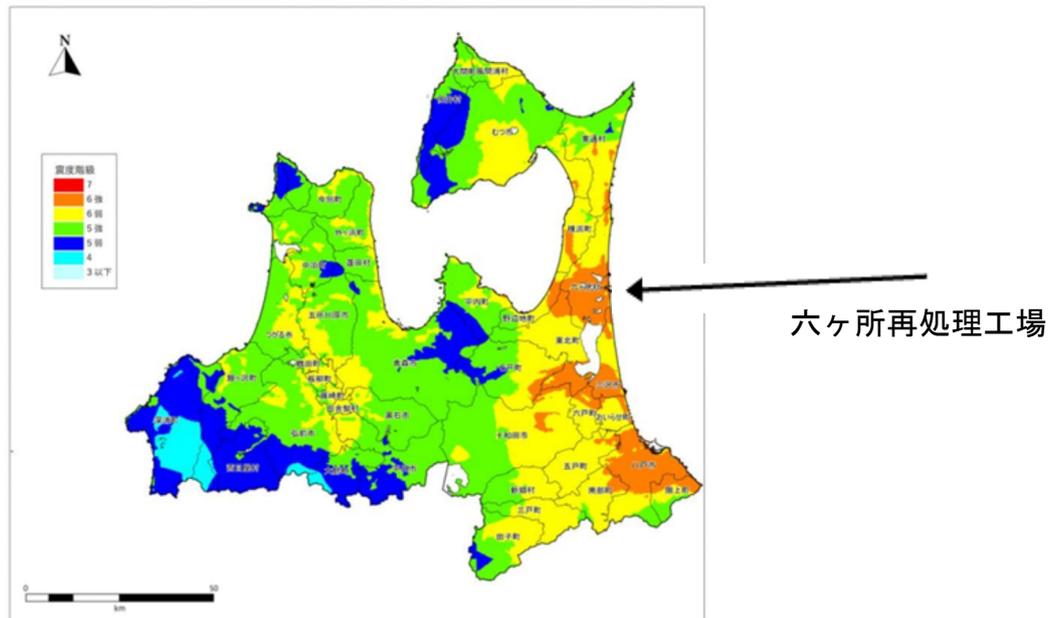


図 3.1.21 H24・25 年度調査モデルの地表震度分布図

8. まとめ

(1) 規制委員会の判断は 極めて不可解

原子力規制委員会が、この大陸棚外縁断層の南端部分の活動性を認めながら、中央構造線や龍山断層帯の例を見てもわかるように、この古傷断層が能登半島地震にもみられるように、150kmにわたって同時に活動する可能性は十分ありうる。

他の部分の活動性を否定していることは、極めて不可解であり、よほど明確な根拠のない限り、原子力の規制審査においては行ってはならない判断であることを再度強調しておきたい。

(2) 大陸棚外縁断層と枝分かれして再処理施設の 地下に伸びている六ヶ所断層の活動性を認めるべき

原子力施設の事故が他の事故とは質的に異なる甚大なものであることからすれば、万が一にも事故を発生させてはならない。

下北半島の土地の隆起は断層運動によるものであることが否定できない以上は、詳細な調査・研究を待つまでもなく、大陸棚外縁断層とこれから枝分かれして再処理施設地下に伸びている六ヶ所断層の活動性を認めるべきである。

能登半島地震において、つい最近まで存在すら認められなかった断層が北陸電力の事前の想定(96km)をはるかに超える150kmに及んで連動して活動したことは、極めて重大な科学的知見である。

このような活断層の活動が起きた場合、本件施設に到達する地震動は、基準地震動700ガルをはるかに超える、2000-3000ガルにも達するものと考えられる。

準備書面（206）

重大事故等対策の不備：臨界事故対策

弁護士 伊東 良徳

第1 はじめに

本準備書面では、重大事故等対策のうち臨界事故対策について、①臨界及び臨界事故について説明し、再処理施設においてどのような場合に臨界事故が発生するかを論じ、②本件再処理施設の臨界管理の基礎となっているJACSコードシステムに基づく核的制限値の信頼性について論じ、③臨界事故発生の際の想定除外の不当性を論じ、④最後に本件再処理施設の臨界事故拡大防止対策の不十分性を論じる。

第2 再処理施設において発生しうる臨界事故

1 臨界とは

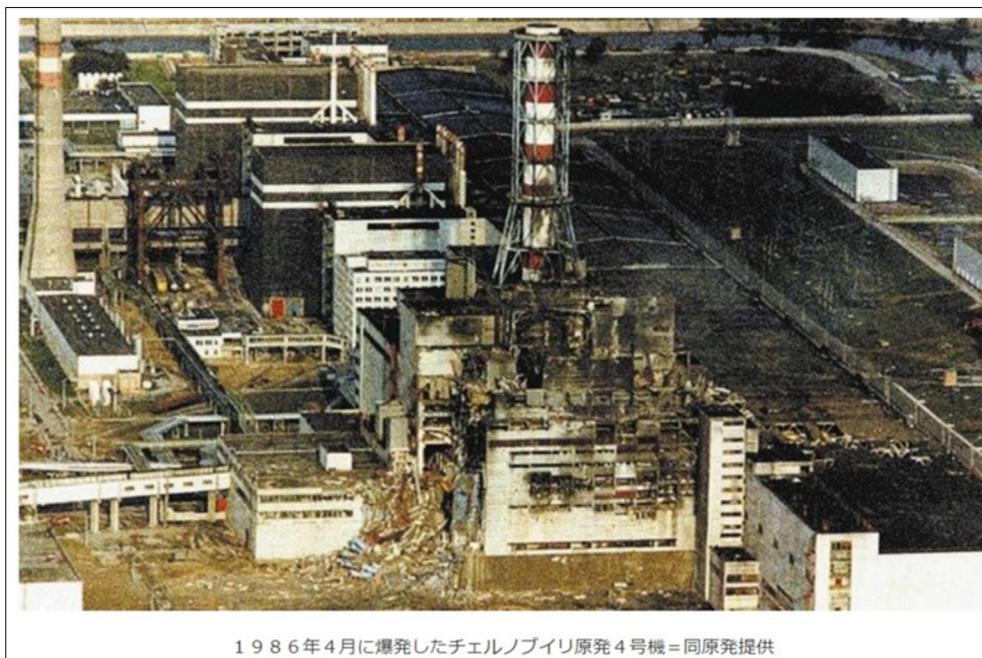
原子核は中性子で構成されており、ウラン235は陽子が92、中性子が143の原子核を持つ。

原子核は、陽子数と中性子数の組み合わせにより安定したものと不安定なものがあり、不安定な原子核（放射性元素）は安定した組み合わせになるまで放射線を放出し、特定の組み合わせの原子核は中性子が衝突することにより破壊されて分裂しやすい。後者が核分裂性物質で、ウラン235、ウラン233、プルトニウム239、プルトニウム241が代表的な核分裂性物質である。原子力発電はもっぱらこれらの核分裂性物質を「核燃料」とし核分裂の際に発生する膨大なエネルギーを用いて発電を行っている。

核分裂の際には、例えばウラン235の核分裂時には1回の核分裂で平均2.5個程度の中性子が発生する。その発生した中性子のうち1個が次の核分裂を引き起こす場合、核分裂が連鎖的に継続し、この状態を臨界と呼ぶ。1回の核分裂で発生した中性子が次の核分裂を引き起こす数を「実効増倍率」と呼んでいる。この実効増倍率がちょうど1（1.000等）が臨界で、実効増倍率が1未満を未臨界、1を超えるときを超臨界という。

原子力発電所は核燃料を臨界状態でコントロールする施設であるから、臨界に達すること自体は予定されており、超臨界状態、特に実効増倍率が1.06程度を超えてコントロールできなくなったときには暴走事故となる。チェルノブイリ原発事故は、暴走事故の典型である。

これに対し、再処理施設は核燃料が臨界に達することを予定しておらず、臨界をコントロールする設備もないから、臨界に達すること自体が臨界事故である。



東京新聞 2021.5.12

2 臨界事故が発生すると

核燃料等が臨界状態となると、中性子は非常に透過性の強い放射線であり、分厚いコンクリートによる遮蔽壁をも通過して生物体を被ばくさせる。JCOの臨界事故は、この中性子線被ばくによるものである。

臨界によって生じるもう1つの事態は、膨大な発熱である。核分裂反応は原子力発電や原子爆弾に用いられるように膨大なエネルギーを発生させる。

再処理施設において臨界事故が発生すると、臨界により放射能・放射線による被ばく量が飛躍的に増大し、発熱も飛躍的に増大する。

3 臨界管理

再処理施設は、大量の核分裂性物質（核燃料物質）を大量の水を含む硝酸溶液状態で取り扱う施設であるから、一般的には臨界事故の危険性が大きな施設である。

再処理施設においては、臨界を発生させないため、容器等（貯槽類）の大きさ（主に溶液が入る部分の厚さ）を制限したり、工程で取り扱う核分裂性物質の割合・濃度を制限したり、容器等の周囲に中性子吸収材を配置するなどしている。

4 どんな場合に臨界事故が発生するか

(1) ポイント1：設計の誤り

- ・本件再処理工場の臨界管理はすべてJACSコードシステムで実効増倍率が0.95となることを基準として設定された核的制限値に基づいている。
- ・JACSコードシステムが臨界体系（実効増倍率1.0000）について実効増倍率を0.95以下と過小評価（誤計算）する可能性がある場合、核的制限値を守っても臨界に達する可能性がある→その場合、定常運転でもどこかで臨界に達する危険があることになる。

(2) 操業条件の不遵守

容器等の寸法制限はあらゆる場合に有効なものではなく、操業に一定の条件が課せられている場合がある。これらの条件は自動では満たされず、運転員の個別操作が予定されている。運転員がこれらの条件を守らなければ、形状寸法の設計や施工が予定通りに行われていても、臨界に至る危険がある（JCOの臨界事故）。

(3) 非安全形状の容器（想定外の容器）への移送

溶液の移送は基本的に運転員の手動で行われ、運転員が移送する操作をした場合にその適否を判断して自動でそれが拒否されるという仕組みにはなっていない。言い換えれば、運転員が溶液をどこかの予定外の容器等に移送することを決定すれば、それを防ぐ手段はないのである。

これまでに海外の再処理施設（や加工施設）で発生した臨界事故の多くは運転員による溶液の手動での移送によって発生している。

(4) 工程外への漏えい

再処理施設の工程から外に核分裂性物質を含む溶液が漏えいした場合、漏えい先は当然、安全形状の設計とはなっていないから、漏えいした溶液の量や集積状態によっては臨界事故が発生する（ウラルで何度か起こった臨界事故）。

第3 ポイント2：臨界事故の発生の想定除外

1 適合性審査における臨界事故発生の想定

- ・被告は、補助参加人が23箇所について臨界事故が発生しようとしていたのを、「原子力規制庁は、参加人に対し、当初、参加人がおよそ臨界事故が起り得ないような設備についても、臨界事故が起きる可能性があるとしていたことから、実際に起り得ない、あるいはその発生可能性が低い臨界事故について整理するよう指摘したに過ぎない」とし、それにより補助参加人は5種類8機器以外は臨界事故を想定しないことにした（別表パターン1,2参照）。

パターン1

緑枠：当初想定

赤枠：被告示唆による見直し

No.	設備名	機器名	臨界防止機能	設計上定める条件より厳しい条件想定時の結果		臨界事故
				共通想定条件	臨界事故に対する想定	
4	清洗・計量設備	中継槽A,B	①洗浄する系統の中継槽への中和用の硫酸の供給:1セット ②中継槽から洗浄で使用する経路外へ溶液の移送を禁止する措置(移送機器の施錠管理):1セット ③中継槽から洗浄で使用する経路外への移送先の選択:1セット	誤操作による起因事象の発生または進展防止措置の失敗は想定していない。	①～③の機能の誤操作により移送先の機器(中継槽、計量槽中間貯槽)において核燃料物質の沈殿物が生成し、臨界に至る。 選定の見直し)アルカリ洗浄にかかる手順を見直し、誤った移送の可能性を含め移送先の機器内の核燃料物質を洗浄開始前に払い出す措置を講じる。これにより溶液の誤った移送を想定しても臨界には至らない。	発生⇒発生しない(自主的に未臨界措置を準備。以下「自主措置」と記載。)
5	清洗・計量設備	計量槽中間貯槽A,B	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
7	分離建屋一時貯留処理設備	第3一時貯留処理槽	①第7一時貯留処理槽または第2一時貯留処理槽から洗浄で使用する経路外へ溶液の移送を禁止する措置(移送機器の施錠管理):1セット ②第7一時貯留処理槽または第2一時貯留処理槽から洗浄で使用する経路外への移送先の選択、移送操作:1セット	事象想定において誤操作による起因事象の発生または進展防止措置の失敗は想定していない。	①～②の機能の誤操作により移送先の機器(第3一時貯留処理槽)内において核燃料物質の沈殿物が生成し、臨界に至る。 選定の見直し)アルカリ洗浄にかかる手順を見直し、誤った移送の可能性を含め移送先の機器内の核燃料物質を洗浄開始前に払い出す措置を講じる。これにより溶液の誤った移送を想定しても臨界には至らない。	発生⇒発生しない(自主措置)
14	酸回収設備	低レベル無塩廃液受槽	①溶液の移送指示の誤り:3名 ②溶液中のプルトニウム濃度の分析結果の誤認:3名	事象想定において誤操作による起因事象の発生または進展防止措置の失敗は想定していない。	①～②の機能の誤操作により移送先の機器へプルトニウム濃度が未臨界濃度を越える溶液を移送し、臨界に至る。 選定の見直し)当該移送経路による移送ができないような物理的措置を講じることから、想定される事象は発生しない。	発生⇒発生しない
17	精製建屋一時貯留処理設備	第7一時貯留処理槽(アルカリ洗浄廃液の誤移送)	①第3一時貯留処理槽から洗浄で使用する経路外へ溶液の移送を禁止する措置(移送機器の施錠管理):1セット ②第3一時貯留処理槽から洗浄で使用する経路外への移送先の選択、移送操作:1セット	事象想定において誤操作による起因事象の発生または進展防止措置の失敗は想定していない。	①～②の機能の誤操作により移送先の機器(第3一時貯留処理槽)内において核燃料物質の沈殿物が生成し、臨界に至る。 選定の見直し)アルカリ洗浄にかかる手順を見直し、誤った移送の可能性を含め移送先の機器内の核燃料物質を洗浄開始前に払い出す措置を講じる。これにより溶液の誤った移送を想定しても臨界には至らない。	発生⇒発生しない(自主措置)

【移送機器を施錠管理しており、手順を決めたから起こらない、運転員が決められたことを必ず守る、誤った移送が必要だと思いつくことはないということが前提】

パターン2

No.	設備名	機器名	臨界防止機能	設計上定める条件より厳しい条件想定時の結果		臨界事故
				共通想定条件	臨界事故に対する想定	
9	プルトニウム精製設備	プルトニウム精製塔セル漏えい液受皿	①漏えい検知装置(安置):2系列 ②2時間に1回の頻度で実施する漏えい検知装置の指示値の確認で漏えい検知装置の異常を見逃す:4回	①の漏えい検知装置の機能喪失は想定していない。	①、②の機能の喪失及び誤判断により漏えい液受皿内において漏えい液の液厚が核的制限値を超過し、臨界に至る。 選定の見直し)漏えい液受皿の集液部を確認できるカメラを設置し、カメラの監視を2時間の頻度で行う。集液部の直接的な目視確認より漏えいの有無を確実に検知できることから、臨界に至らない。	発生⇒発生しない(自主措置)
10	プルトニウム精製設備	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1	(同上)	(同上)	(同上)	発生⇒発生しない(自主措置)
11	プルトニウム精製設備	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿2	(同上)	(同上)	(同上)	発生⇒発生しない(自主措置)
12	プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮供給槽セル漏えい液受皿	(同上)	(同上)	(同上)	発生⇒発生しない(自主措置)
13	プルトニウム精製設備	油水分離槽セル漏えい液受皿 プルトニウム溶液一時貯留セル漏えい液受皿	①漏えい検知装置(安置):2系列 ②漏えい検知装置(非安置):1系列 ③2時間に1回の頻度で実施する漏えい検知装置の指示値の確認で漏えい検知装置の異常を見逃す:4回	①、②の漏えい検知装置の機能喪失は想定していない。	①～③の機能の喪失及び誤判断により漏えい液受皿内において漏えい液の液厚が核的制限値を超過し、臨界に至る。 選定の見直し)漏えい液受皿の集液部を確認できるカメラを設置し、カメラの監視を2時間の頻度で行う。集液部の直接的な目視確認より漏えいの有無を確実に検知できることから、臨界に至らない。	発生⇒発生しない(自主措置)

【カメラを設置し2時間に1度監視するから必ず気づく】

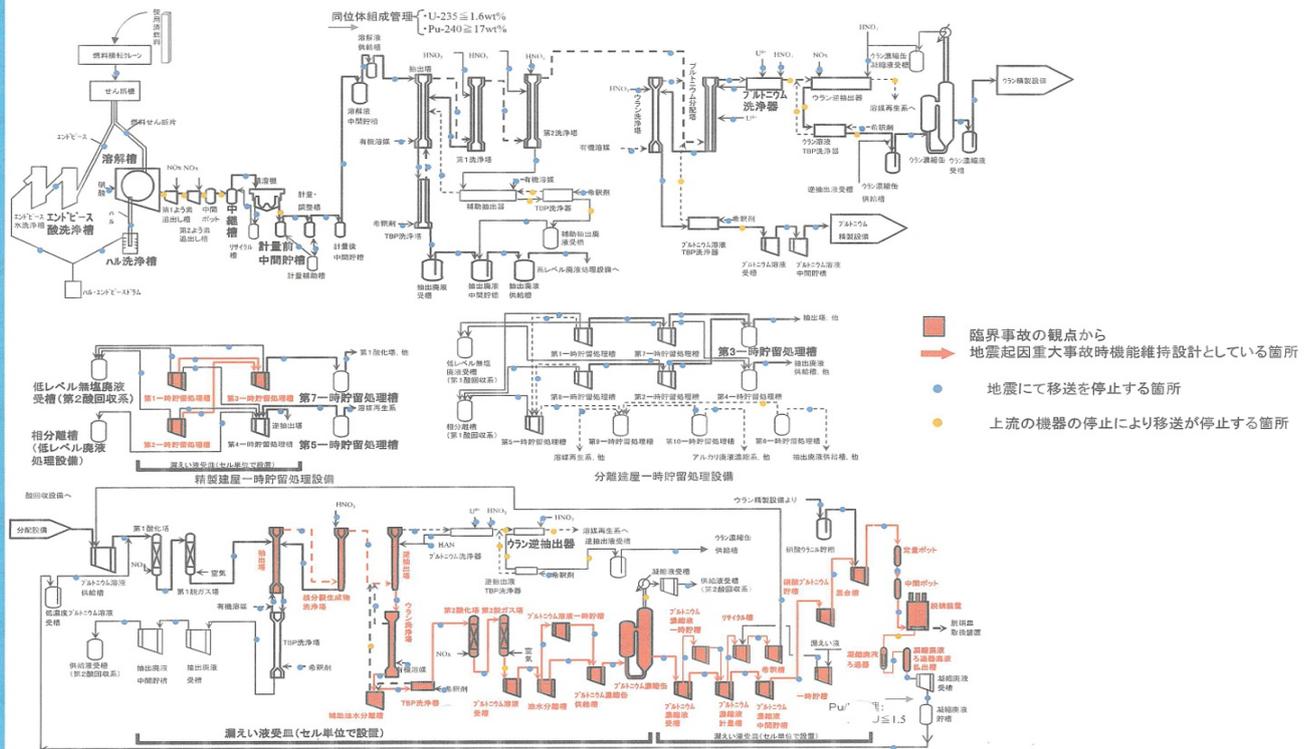
2 そもそも臨界事故を想定するのは23機器でよかったか

本訴においては、補助参加人が23機器について臨界事故の発生を想定したのに被告が5種類8機器に絞らせるというおよそ規制当局にあるまじき行為をしたため、原告らはそのことに焦点を当てているが、再処理施設においては核分裂性物質を含む溶液が極めて多数の容器等に存在し、また移送される。

「臨界事故の観点から地震起因重大事故時機能維持設計としている対象箇所」として赤く塗られている機器が30、移送停止箇所に至っては100箇所を優に超える青と黄色の丸が図示されている。

臨界事故対策が必要な場所は…

臨界事故の観点から地震起因重大事故時機能維持設計としている対象箇所と地震により移送が停止する箇所(セル内)



3 まとめ

本件再処理施設における臨界事故の想定はあまりにも狭く、その結果重大事故対策を行う機器等が不合理に限定されて、臨界事故が発生しうる多くの箇所について、そもそも重大事故対策が行われていないという致命的な瑕疵がある。

第4 臨界事故拡大防止対策の不備

1 手動、可搬型設備に頼っている

2 手動の対策実施の不安定性

臨界事故発生防止対策のみならず、拡大防止対策においても運転員の手動の操作に依存することは、対策の不安定性、不十分性をはらんでいる。

特に、補助参加人の運転員の実績を考慮すれば、重大事故についてその拡大防止対策を運転員の手動の操作に依存することは危険である。

臨界事故により大量に発生する放射性物質がセル内に導出されその圧力が上昇した後は、建屋内に流出することが予想される。適合性審査では作業場所の放射線量について建屋内流出を評価しておらず、中性子線に加えてこの流出放射性物質による放射線被ばくを評価すれば、作業員の作業による手動の対策を期待することは不適切である。

準備書面（207）

レッドセル内の機器の耐震補強の可否は基本設計に属する

弁護士 伊東 良徳

第1 はじめに：問題の所在

本件再処理施設は、当初設計用最強地震230Gal、設計用限界地震375Galを基準地震動として設計され、その後、最大加速度は700Galにまで引き上げられた。

基準地震動の引き上げに対応した耐震性を確保するためには、相当な箇所耐震補強工事を要するところ、本件再処理施設は2006年以降使用済み燃料と高レベル放射性廃液を用いたいわゆるアクティブ試験を実施したため、多くの工程の機器とセルが高レベルの放射性物質によって汚染され、人がアクセスできないセル（レッドセル）が多数生じている。

そのため、本件再処理施設の主要な施設を含む多くの部分が耐震補強工事をすることができない状態にあり、東京電力も、本件再処理施設は中越沖地震から想定される基礎盤での680Galの地震動への引き上げに対応することが困難であると判断していた。

原告の補強工事不可の指摘に、被告は補強工事は基本設計の問題ではないと主張している。

第2 被告の規則の規定内容

1 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の法的性格

原子炉等規制法は、再処理施設の事業指定（変更許可）の要件として、「再処理施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」を定めている。そして原子炉等規制法44条の2第1項4号の委任を受けて再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（再処理事業指定基準規則）が制定され、その解釈を示すものとして再処理事業指定基準規則の解釈が定められている。

すなわち、被告が定めている再処理事業指

定基準規則及びその解釈は、再処理事業指定及び変更許可処分の要件の内容を定めたものであり、再処理事業指定及び変更許可の適合性審査において審査判断すべき内容、したがって被告のいう「基本設計」の内容を示すものである。

2 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の定め

第15条第3項は「安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるものでなければならない。」と定めている。

規則の解説は、同条第3項について、「第3項に規定する『全ての環境条件』とは、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、その安全機能が期待されている安全機能を有する施設が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件をいう。」と定めている。

そして、規則第7条第1項は「安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。」と定めている。

加えて、再処理事業指定基準規則第15条第4項は、「安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるものでなければならない。」、同条第5項は、「安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるものでなければならない。」と定めている。

以上のとおり、安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えるものでなければならない上に、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の

運転中又は停止中に検査又は試験ができるものでなければならず、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるものでなければならないことを定めている。

第3 アクセス及び補修ができることは基本設計上の要求である

前述したとおり、そして被告も自認しているとおり、再処理事業指定基準規則は事業指定ないし変更許可の要件を定めるものであり、その内容は基本設計であり、基本設計という用語・概念を使用しようがしまいが、事業指定ないし変更許可の際の適合性審査で審査判断しなければならないものである。

健全性及び能力を確認するためである以上、現在の状況の確認が必要であり、そのためには当該施設にアクセスできることが必要である。施工時の記録をいくら確認しても現在の健全性及び能力は確認できない。

同様に、安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができることが必要であるから、やはり当然にその施設にアクセスできなければならない。

以上の考察から、変更許可において要求されている基準地震動に対する耐震性を満たし

ているかを確認するためのアクセス、さらにそれを満たすための補強工事をするためのアクセスができること自体、基本設計上の要求であり、アクセスできない場合はもちろん、アクセスできるかどうかはわからないのでは、そもそも再処理事業指定基準規則の要件を満たしておらず、それだけでも本件変更許可は違法である。

上記の要件（健全性の確認のためのアクセス、補修のためのアクセスができること）は、規則の要求なのであるから、これを確認しないままに変更許可をすることはできず、後続手続である設計及び工事の計画の認可に委ねることはできない。

レッドセル問題への対応が基本設計に属するものであり、被告の主張が誤りであることは明らかである。

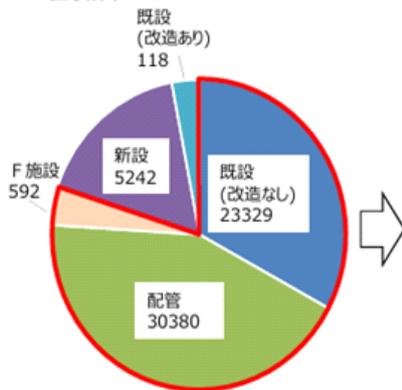
第4 アクセスに関する実情

使用前検査の対象となる建物・構造物・機器・配管あわせて54,301箇所のうち約70%にあたる37,680箇所について、現場へのアクセスが困難なため実地検査はおこなわず、過去の記録の確認をもって使用前検査に代替すると説明し、被告はそれを了承した。

<基本的考え方>

- ・ 新設はアクセス可能であり、実検査を実施可能。
- ・ 既設（改造なし／改造あり）は、原燃、協力会社の設計、製作、施工に係るQMS体制を確認するとともに、設計、製作、施工、検査に係る記録を組み合わせる検査を行う。必要に応じて維持管理記録を確認するとともにアクセス可能な設備は目視、実測を行う。

<確認結果>



使用前事業者検査対象の分類イメージ

分類	対象	数	結果
既設(改造なし)	アクセス困難なセル内の機器	2251	全て確認完了。記録の不足なし。(6/28審査会合で報告済)
	アクセス困難なセル外の機器	2296	全て確認完了。記録の不足なし。
	アクセス可能な機器	16358	実検査可能であり検査は成立する。(検査前までに検査記録を整理)
	建物・構造物	2424	全て確認完了。記録の不足なし。
配管※1※2	重大事故等対策設備の配管	5130(セル内2183(879※3))	全て確認完了。記録の不足なし。
	その他	25250	全て確認完了。記録の不足なし。
F施設	アクセス困難なF施設の機器	329	全て確認完了。記録の不足なし。
	アクセス可能なF施設の機器	263	実検査可能であり検査は成立する。(検査前までに検査記録を整理)

※1：設工認添付書類では配管を設備区分単位で「一式」と表しているが、調査のために「一式」を詳細化し配管番号による「本数」として整理（計30380本）。

※2：同一配管番号でセル内外混在しているものがあることから全ての配管を対象として調査を実施。

※3：新規制基準により、建設当初から検査要求が拡大し、検査項目が増加する配管。

(検査前条件として確認する設備)

対象	結果
埋込金物・支持構造物	上記機器等に関連する対象の健全性確認に係る記録があることを確認

<結論>

以上の結果から、全ての検査対象について、各種記録を組み合わせることで使用前事業者検査は実施可能と判断している。

なお、設工認申請対象設備の選定結果等を踏まえて検査の成立性確認を行うが、これまでの調査状況から検査の成立性はありと考えている。

このように多数の機器についてアクセス不能であることは、それ自体再処理事業指定基準規則第15条第4項、同条第5項の要件を満たしておらず、本件変更許可が要件を欠く違法なものであることを示している。

第5 レッドセル内の耐震補強を要する機器の重要性

本件再処理施設中、アクティブ試験によって人が立ち入ることができないレッドセル化した区画及びその中の耐震性の低い設備・機器は、分離建屋、高レベルガラス固化建屋をはじめ多数に上る。

ストレステスト報告書では「耐震裕度」として示されている値から、耐震性の切迫度を知ることができる。

そして、基準地震動の450Galに対しても耐震余裕が少なかった設備・機器のうち、事業

許可変更申請書などでレッドセル内にあることが確認できるものは、いずれも再処理の主要な工程において重要なものばかりである。

第6 まとめ

以上述べたとおり、少なくとも基準地震動引き上げに伴い安全機能を有する機器について健全性と能力を確認するためのアクセス及び耐震性を満たすための補修（補強工事）のためのアクセスの確保は、法令解釈上当然に変更許可の要件であるから本件訴訟の審理対象に含まれ、それに加えてアクセス不能箇所の多さとレッドセル内にある耐震裕度が元々（450Galに対しても）低かった機器に安全上極めて重要な機器が多数含まれているということに照らしレッドセル問題は本訴において重要な審理対象である。

準備書面（208）

NRA技術ノートに基づく落下確率評価について

弁護士 伊東 良徳

1. 飛行回数と落下回数の変遷

被告や参加人日本原燃の飛行回数及び軍用機落下回数は、以下のように変化してきました。

〈飛行回数〉

再処理施設上空

再処理施設	2014.7.16	ヘリコプター	3件
	2014.9.3	セスナ機	3件
	2015.9.14	ヘリコプター	
ウラン濃縮工場 低レベル処分場			2件

三沢対地射爆場県連空域(1年間)

1986.12～	アジア航測	43,000回
1989.3(再処理事業指定申請)		
1992.12(事業指定)	三菱重工	57,432回
2014.1(変更許可申請)	三菱重工	11,343回
2020.7(許可)		3,934回
2022.9～(最近例)		2,003回

〈過去 20 年間の落下事故回数・全国平均〉

落下期間 所属	1993.1 ～ 2012.12	1998.4 ～ 2018.3	1998.3 ～ 2018.2	2000.1 ～ 2019.12	NRA 技術ノート
自衛隊機の落下回数	7 (誤計算)	10 (原告団の指摘で訂正)	11	19	(17)
米軍機の落下回数	5	4 (同上)	4	6	(4)
合計	12	14	15	25	※2 (21)
落下確率基準 10^{-7} /回・年	7.5×10^{-8}	9.0×10^{-8} (再評価)※1	9.6×10^{-8}	※3 1.87×10^{-7}	1.47×10^{-7}
残余裕	25%	1%	0.4%	基準オーバー	

※1 更田委員長が「これは境界となる頻度とほぼほぼ同じレベルととるべき」と発言。

※2 補助参加人の主張による。

※3 計算方法 自衛隊機：19 回 ÷ 20 年 ÷ 244,799 km^2 (全国土面積から全国の陸上の訓練空域面積を除いた面積) × 0.04 km^2 (再処理施設の標的面積) = 1.55×10^{-7}

米軍機：6 回 ÷ 20 年 ÷ 372,464 km^2 × 0.04 km^2 = 3.2×10^{-8}

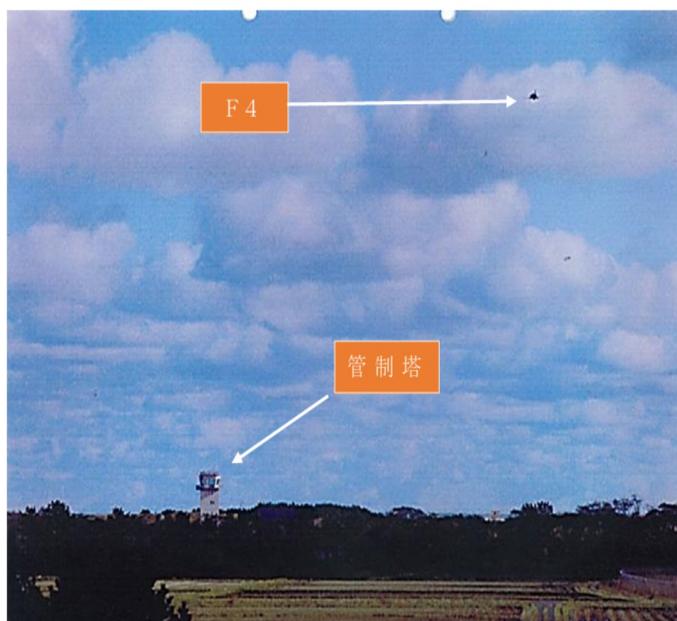
合計： 1.87×10^{-7}

それに伴い、落下確率の上限である 10^{-7} /回・年の基準評価が変動してきましたが、被告が証拠提出した最新データである NRA 技術ノート (2023. 3. 24 公表。2001. 1～2020. 12 の 20 年間) によると、結局のところ落下確率は、 1.87×10^{-7} となり、変更許可が出た 2020 年 7 月 29 日時点でも、基準を超えることがはっきりしました。

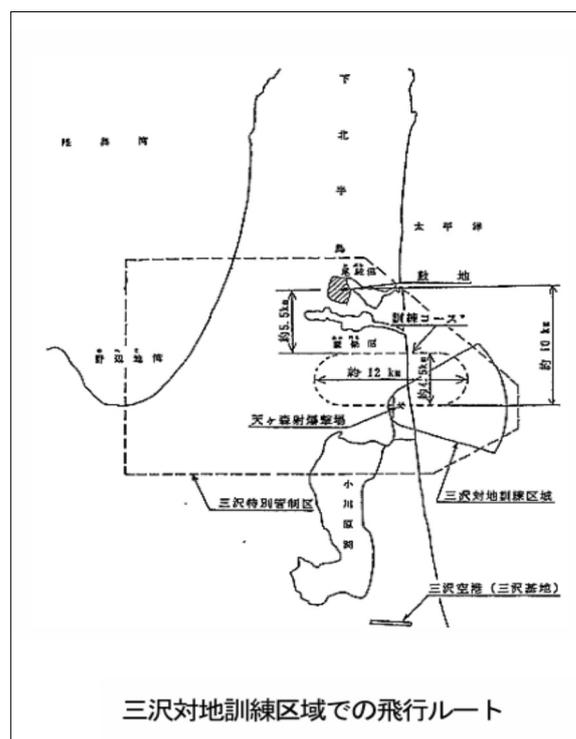
2. F16 の不当な除外

ただ、被告 (規制委員会) は、この事態を回避する企画のもとに、F16 の墜落をセスナ機並の小型機扱いして落下回数を 1/10 (0.1 回) にカウントするよう基準を変更してしまいました。この不当性については、前回のニュース 139 号で詳しく説明しています。

3. なお、伊東弁護士は、最新の原子力資料情報室通信 No. 598 でも「航空機落下対策は規制基準違反」という論文を掲載していますので是非ご覧ください。



天ヶ森射撃場の写真 (頼和太郎氏撮影)



三沢対地訓練区域での飛行ルート

2024年「4・9反核燃の日」報告

事務局長 山田清彦

1. 4月5日行動

4月5日は、自治体などに要請文を提出しました。

私が参加した六ヶ所村での確認は、日本原燃の再処理工場に対する地震時の総点検で、以前は、震度3で総点検と記憶していましたが、震度4で総点検ということでした。

このことが、翌日の「4・9反核燃の日全国市民集会」での菊川さんの報告と関連することになりました。

菊川さんは、地震に見舞われた直後、役場の放送で震度5と聞いたそうですが、その後に報道では震度3と発表されたと言っていました。もし震度4以上だったら、再処理工場の総点検（配管の総延長が約1,300km、点検必要な機器が約25,000）となるので、それを避けたいため、このようなゴマカシがあると訴えました。

そして青森県庁で県知事宛の要請行動を行ないましたが、出てくるのは課長補佐級であり、課長とか部長は出てきません。

特に今年は、昨年の知事選で当選した宮下宗一郎知事がターゲットですが、「県民の声を聞く」と言いながら、核燃に反対する人とは会わないので、反核燃の私たちとは面談はしないと思われま

2. 4月6日行動

4月6日の午前中は「全国市民集会」で、今年は今村修さんから「麻薬に手を出した青森県 反核運動を振り返る」と題して約1時間の講演があり、その後原子力資料情報室の松久保肇事務局長から「能登半島地震が提起する耐震不足と避難不能事態」と題した講演が続きま

ました。今年の1月1日に発生した能登半島地震について、青森ではなかなか情報が分かりづらいので、松久保さんから短時間で説明してもらいました（約70名が参加）。

その後、場所を移して、500人が参加し「全国集会」が開催されました。今年

は屋内集会でした。全国からの報告ということで「原子力資料情報室」の松久保肇事務局長、「核燃サイクル阻止1万人訴訟原



2024. 4. 6 集会で報告する浅石代表

告団」の浅石代表、そして「むつの中

間貯蔵施設はいら

ない下北の会」の栗橋伸夫事務局長から報告がありました。集会後のデモ行進後、労働福祉会館で行われた原水禁主催の「全国交流集会」に参加しました。私は「青森からの報告 六ヶ所再処理工場の現状」として、再処理工場の運転不能状況を訴えました。また、再処理工場に貯蔵されている高レベル廃液の貯蔵量は、東海再処理の方が多

3. 4月7日行動

いので、事故発生の危険性は東京に及ぶと訴えました。4月7日は、再処理工場の門前で10時30分から約30分間、「再処理工場反対」の抗議集会を行ないました。

その後、スワニーの前から役場まで、「核燃反対」の声を村内に訴えるデモ行進を行いました。再処理工場がまだ動いてないので、このような集会も出来ます。

かつて私たちは、再処理工場

でアクティブ試験が行なわれる前の集会で、「再処理工場

六ヶ所核燃などを巡る動き

2024 年

- 2 6 青森県：県原子力政策懇話会を開催。審査対応で大手電力会社から 87 人の支援を受けていることに対し、日本原燃の増田社長は「電力支援を中心とした体制から早期に脱却できるようにしたい」と述べる。
- 6 日本原燃：ウラン濃縮工場で 5 日に濃縮度を測定する装置に異常が起き、遠心分離機への六フッ化ウランの供給を停止と発表。原因を究明し再発防止策を講じるまで、原発燃料用の製品ウランの製造を中止。
- 6 原告団：バーチャル核燃裁判を開催（Zoom）。伊東弁護士が「航空機落下確率評価に関する審査基準違反」について、詳しく説明する。
- 9 東北電力：原子力規制委員会の東通原発審査会合で、津波対策の目安となる「基準津波」の最大水位を 12.1 メートルに引き上げる方針を説明した。同原発では海拔 13 メートルの敷地に高さ 3 メートルの防潮堤を設置しており「津波は敷地を越えない」としている。規制委は、概ね妥当と評価した。
- 9 日本原燃：再処理工場の操業計画（2024～2028 年度）を策定。2025 年度に再処理を開始、2028 年度には処理能力を 280 トンに引き上げ、プルトニウムを 2.3 トン回収すると見込む。
- 10 原告団：事務局会議を開催。
- 16 核のゴミから未来を守る青森県民の会：宮下青森県知事に「青森県を核のゴミ捨て場にしない」ための公開質問状を再提出。
- 16 日本原燃：再処理工場で厳冬期の防災訓練を開催。震度 6 強の地震が起きて再処理工場の外部電源喪失、非常用ディーゼル発電機の起動に失敗という想定で電源車を使った電力確保や給電の手順を確認。
- 29 六ヶ所村：核燃税交付金で、2024 年度の交付額が 24.9%増の 8 億 2041 万円の見込みと明らかにした。
- 29 原子力規制委員会：再処理工場の設工認を巡り「地盤モデル」（地震が建物や設備に与える影響を測る上での前提条件）を概ね了承。
- 3 1 電源開発（J パワー）：大間原発の使用開始時期を、13 年連続で未定とした。
- 3 「はちのへ九条の会」主催：浅石代表が「核燃サイクルと九条」と題して講演する。
- 5 日本原燃の増田尚宏社長：定例記者会見で、機器異常が発覚し製造停止中のウラン濃縮工場について、遠心分離機へのウラン供給を 4 月に再開できるとの見通しを明らかにした。
- 5 原告団：核燃基礎講座 No.8 を開催（Zoom）。澤井正子さんが「高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター」について、詳しく説明。
- 10 「2024 さようなら原発・核燃 3・11 青森集会」を開催。武藤類子さんが「今も終わらない原発事故と福島の実状」と題した講演を行なう。
- 18 原子力規制委員会：再処理工場の IAEA 監視一時中断で、日本原燃の増田社長から再発防止策を聴取。増田社長は、全社員への教育を徹底すると説明した。
- 19 原告団：核燃基礎講座 No.9 を開催（Zoom）。澤井正子さんが「高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター」—その 2—核燃料サイクルの迷走—について、詳しく説明。
- 21 日本原燃：取締役会で電気事業連合会の会長に就任する林欣吾・中部電力社長（63）を新会長に選任。
- 22 原告団：核燃裁判。7 つの準備書面を提出し、被告の出した準備書面への再反論を行う。
- 26 使用済燃料再処理機構：2024 年度の予算を発表。再処理工場は完工を前提に 7715 億円（前年比 4217 億円増）。
- 27 リサイクル燃料貯蔵（RFS）の高橋泰成社長：使用済燃料中間貯蔵施設の事業開始時期を 2024 年度の第 2 四半期（7～9 月）とする計画を明らかにした。宮下知事は安全協定締結へ「議論を進めたい」と協議に着手する意向を示した。また、保管期限後について、「中長期的な時間軸の中で調整がなされるものだ」と理解しているとし、「50 年先には（保管量が）ゼロになる」と強調した。
- 27 宮下宗一郎青森県知事：リサイクル燃料貯蔵（RFS）に対し、県が課す「核燃料物質等取扱税（核燃税）」を適用する方向で検討する考えを初めて示した。
- 28 日本原燃の増田尚宏社長：リサイクル燃料貯蔵（RFS）が事業開始を公表したことを受け、再処理工場の完成について「（中間貯蔵施設と）整合的にしなくてはならない」との見解を示した。
- 29 日本原燃：核燃料や廃棄物に関する 2024 年度の輸送計画を公表した。低レベル放射性廃棄物は全国の 11 原発から 1 万 4080 本を受け入れる。海外返還分のガラス固化体、使用済燃料の受け入れはない。
- 4 1 宮下宗一郎青森県知事：リサイクル燃料貯蔵（RFS）の事業開始を見据え、「核燃料サイクル協議会」の開催を国に要請する考えを示唆した。最長 50 年保管した後の核燃料搬出などについて、「過去の例に照らして（国などに）確認する。その対応は必要になってくる」と述べた。
- 4 6 「4・9 反核燃の日全国市民集会を開催。今村修氏の「核燃サイクル 40 年の歴史を振り返る」と題した講演、原子力資料情報室の松久保さんや核の中間貯蔵施設はいらない！ 下北の会の栗橋さんの特別報告があり、集会アピールを採択する（約 60 人参加・青森市）。
- 6 「第 39 回 4・9 反核燃の日 全国集会」を開催。核燃受入れから 39 年になり、主催者挨拶、各地の報告、全国の原発の運転中止を求める集会アピールを採択し、青森市内をデモ行進した（約 500 人参加）。
- 9 日本原燃：ウラン濃縮工場の遠心分離機を新型に更新するため、原子力規制委員会に設計・工事計画の認可を申請した。新型遠心機は、核燃料をつくるのに必要な製品ウランを年 150 トン生産でき、2026 年度下期の生産運転開始を目指す。
- 19 原告団：事務局会議を開催。
- 22 東北電力の樋口康二郎社長：東通原発 1 号機の再稼働に向けた安全対策工事を巡り、目標としていた 2024 年度中の完了を断念して延期すると正式に表明した。
- 22 宮下青森県知事：東通原発が規制委員会の審査で、1 千万年に 1 回程度の津波評価に疑問を呈す。
- 23 中国電力：山口県上関町で使用済燃料の中間貯蔵施設を計画。地質調査を開始。
- 30 電気事業連合会の林欣吾会長：青森県庁で報道陣に対し、使用済燃料中間貯蔵施設と再処理工場について「サイクル事業は全体が整合的に運用されるのが望ましい」との見解を示した。

お知らせ

- ◆ **核燃裁判** 2024. 6. 28(金) 14:30～青森地裁
 - ◆ **原告団総会** 2024. 6. 29(土) 10:00～ (詳細は下記をご覧ください)
 - ◆ **2024年大MAGROCK VOL.16** 2024. 7. 20(土)・7. 21(日) 大間原発に反対する地主の会所有地 & **第16回大間原発反対現地集会**
 - ◆ **第22回 青森の子どもたちに核燃・原発はイルカ？展** 2024. 9. 13(金)～9. 15(日)
会場：青森市民美術展示館 ギャラリー3・4
- ※上記イベントの詳細は、同封のチラシをご覧ください。

報告集会&総会のご案内

報告集会

日時:2024年6月28日(金)裁判終了次第
会場:青森県弁護士会館(日赤ビル5階)
内容:弁護士から、裁判の内容を詳しく説明。

総会

日時:2024年6月29日(土) 午前10時～
会場:青森市・アスパム 5階 夏泊(Zoom併用)
◆Zoomアドレスは、会員・サポーターの皆様
同封しました議案書に記載されています。
議案書をご一読頂き、ご意見をお寄せください。
総会に参加できる方は、メール・電話での申し込みをお願いします。

※報告集会終了後、交流会を開催します。
※宿泊希望の方、交流会参加希望の方は事務局までお申し込みください。

カンパを戴いた方々です ありがとうございました

米村釦、米村栄子、石下直子、澤田秀一、竹田とし子、樋口正夫、宮内尚、奥幸作、本間義悦、野坂幸司、富中好枝、仲谷良子、原子秀夫、高橋将之、安達由起、桐谷敏弘、田平康子、野宮政子、横山倅、稲田みどり、川原登喜の、小林徳子、西尾美和子、中村光一、十和田市職員労働組合、水戸喜世子、福士雅昭、平和労組会議上十三下北地方本部、渡辺つたえ、三浦育夫、佐原若子、宮本京子、栗橋伸夫、大澤純子、村畑勝千代、日下部信雄、薄井洋一、河野正義、高屋敷八千代、逢坂陽一、庄司恵雄、松島恵美子、赤井きみ、片岡洋子、栗原哲、石田英子、堀江優子、金澤茂、長谷川清純、匿名希望の方々(敬称略)

会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。
今回のニュースと一緒に、2024年度会費納入の振込用紙を同封いたしました。何卒よろしくお願ひします。

編集後記

放射能はカネに成る

やはり佐賀県玄海町は最終処分場の文献調査を受け入れた。「全国で議論が高まり、取り組みが進む一石となればと思っている。なし崩し的に最終処分場になることはないと考えていて、お金目的で調査を受け入れるものではない」と述べているが▼六ヶ所村をドローンで撮影すると、風力発電と太陽光パネルが異常な群れをなしている。発電した電力は何処へ行くのだろうか。電力は都市へ送電されるが、引き換えに税金を得られれば、放射能が増え溜まり続けるのを容認する宮下青森知事▼マネー・ロンダリングならぬエネルギー・ロンダリングが行われている。(夢坊)

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9
浅石法律事務所内
TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座(ゆうちょ銀行)

(記号 02300 番号 037486)

口座番号:02300-9-37486

口座名:『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番):二三九(239)

預金種目:当座

口座番号:0037486

会 員 /年間6000円(購読料共)

サポーター /年間3000円(購読料共)

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ https://lmangenkoku.org/